

のびのび赤ちゃん応援金

を支給しています！

所得制限
なし！！

1人につき
1万円



児童手当受給者
(公務員以外)
申請不要

※生活保護を受給している方は対象とはなりません

申請が必要な方と申請方法

① さいたま市から児童手当を受給する方（公務員以外）

→ 申請不要です！ 後日、お知らせのうえ、児童手当の受給口座に振り込みます。

② それ以外の方（生計中心者が単身赴任している方、公務員）

→ **申請が必要です！**

申請書及び添付書類を、電子又は郵送で、子育て支援課へ。

【申請期限】 出生から6か月以内（消印有効）

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ